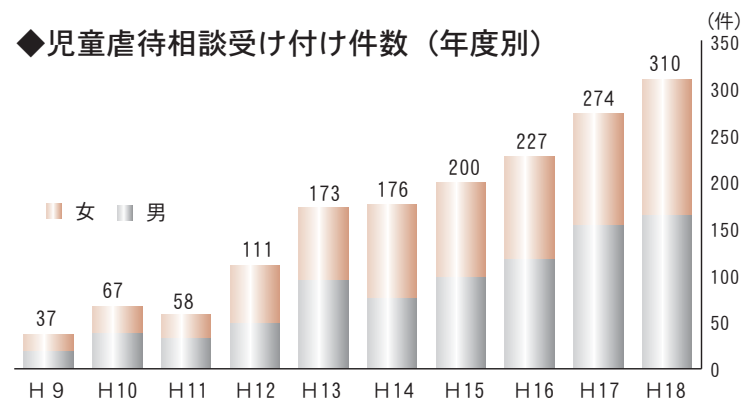
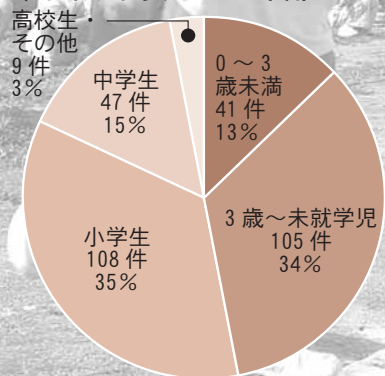


県内での児童虐待相談状況

◆児童虐待相談受け付け件数（年度別）

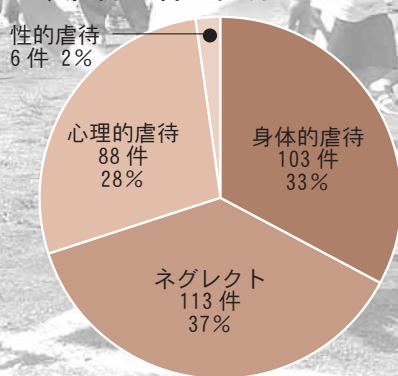


◆相談対象児童の年齢



※グラフは平成18年度のデータ

◆虐待内容の区分



◆主な虐待の種類

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ飛ばす、戸外に締め出す、タバコの火を押し付けるなど
ネグレクト	食事を与えないなど身の回りの世話をしない、家に置き去りにするなど
心理的虐待	言葉による脅し、極端な無視、兄弟間で差別、子供の前での夫婦喧嘩など
性的虐待	子供に性的行為の強要、ポルノグラフィーの被写体にするなど

11月は児童虐待防止推進月間

近年、児童虐待に関する相談件数が急増しており、また、全国的には虐待により子供の生命が奪われる痛ましい事件も発生しています。ここでは、県内における児童虐待に関する相談の状況と、町の支援体制などについてご紹介します。

18年度には310件の相談

児童虐待の相談件数は、県内でも平成9年度から増え続け、18年度には310件も寄せられています。18年度の相談状況を見てみると、年齢区分では3歳から小学生までが最も多く、213件と全体の6割以上を占めています（7ページグラフ）。虐待の種類には直接的に危害を加える身体的虐待、育児に必要な行為を行わないネグレクト（育児放棄）、心が傷つく行為を行う心理的虐待、性的行為などを強要する性的虐待があります。県内の相談件数としてはネグレ

クトと身体的虐待がほぼ同数で多く、続いて心理的虐待の順となっており、性的虐待の相談も少数ですが寄せられています。虐待が起きる要因としては、核家族化が進み、地域との関係が希薄化したことで悩みを相談できる人が減ったことによる育児ストレスや家庭の問題などが挙げられます。また、行過ぎた「しつけ」による虐待や親の身勝手な行動により虐待となるケースもあります。虐待を受けた子供は心身ともに深い傷を負い、立ち直るため

「虐待では？」と感じたら…

あなたの近所で▶夜中に子供が外で泣いている▶子供の顔や体に不審な傷跡がある——ということはありませんか。周辺で虐待の可能性を感じたら、早期発見のためにも至急情報をお寄せください。

通告を受け調査した結果、虐待でなかったとしても、通告した方の責任は問われません。また、通告した方の氏名などの秘密は堅く守られます。

◆通告先 役場保健福祉課児童福祉担当（☎82-3111内線131）
※緊急時には、夜間や閉庁日にも受け付けます。

には長い時間がかかります。児童虐待を防ぐため、必要とされているものは何でしょうか。虐待に陥る要因として挙げられるのは社会からの孤立。誰にも相談できず悩みを抱える親子には、周囲の温かいサポートが必要不可欠です。家族はもちろんのこと、地域の皆さんも悩んでいる親子を優しく支えてあげることが育児ストレスを軽減し、虐待の防止につながります。子供は家族にとってかけがえのない存在なのはもちろんですが、地域にとつても明日の山田を担う大切な宝。子供の健やかな成長のため、かつての日本社会に存在した「地域ぐるみでの子育て」が必要とされています。

子育て相談窓口の利用を

町では、子育て相談窓口を開設しています。育児に不安や悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。

▽相談内容 18歳未満の子供に関する養育、障害、非行などの問題全般

▽相談方法 電話または面接相談（匿名での相談もでき、相談内容の秘密は固く守られます）

▽相談時間 午前8時半～午後5時半まで（土・日曜日、祝日を除く）

◆相談先・問い合わせ 役場保健福祉課児童福祉担当（☎82-3111内線131）へ。

児童虐待防止講演会を開催 相談窓口の周知訴える

10月3日、町では関係者を対象とした児童虐待防止講演会を開催しました。会場となった町中央公民館には保育・教育関係者や民生児童委員など80人が出席。「虐待の問題を通して虐待の早期発見と予防的支援について」と題し、県立療育センター主任相談支援員の長谷川嘉代子さんによる講演が行われました。

講演では、子供たちが虐待により受ける影響や県内の相談状況、情緒障害児短期治療施設ことりさわ学園での勤務経験から虐待の事例を紹介。子供に過剰な期待を求めるあまり、虐待に発展するケースが多い。子供の発達度合いを親が理解することが大切」と説きました。

その一方で「地域の方々は、家庭が地域から孤立した環境では虐待が起こりやすいという認識が必要です。また、関係機関も親からのSOSのサインを見逃さないことが大事です」と周囲の見守りも重要であることを呼び掛けました。

最後に長谷川さんは「子育てで問題が発生したとき、親が自分たちだけで解決しようとするのは困難である。育児相談について利用してもらえよう、相談窓口のPRを十分にしなければならぬ」と支援体制周知の必要性を訴えていました。



県立療育センター
主任相談支援員
長谷川 嘉代子 さん